

しょうがい福祉施策推進のための市民アンケート (今回のみ設問を追加)

・平成30年度に策定し、令和2年度に中間見直しを行った「長浜市しょうがい福祉プラン」が令和5年度で計画期間が終了することから、市民から意見を聴取し、新たな計画へ反映させる。

・しょうがいに対する理解や関心はまだ進んでいない部分もあるので、しょうがい福祉に関する理解の裾野を広げていくために、市民の理解や認識のさらなる向上に重点を置いたアンケート内容とする。（※根拠：人権に関する市民意識調査H30…「しょうがいのある人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか」に対して、『しょうがいのある人に関する理解や認識が充分でない』59.6%が最も多かった）

分野	アンケート項目	回答内容
●相互理解の推進	①しょうがいのある人となない人がお互いに理解し合うために重要だと思うことは何ですか。 【〇は3つまで】	1.学校での福祉教育の充実 2.交流の機会を作る 3.ボランティア活動を盛んにする 4.しょうがいに関する広報・啓発の充実 5.手話等のコミュニケーション手段を学べる講座の充実 6.しょうがいへの理解を深める講演会等への参加 7.しょうがい者が外出・活動する環境の整備 8.一緒に働く機会の充実 9.わからない
	②ヘルプマークについて知っていますか。 【〇は1つ】	1.意味も含めて知っている 2.意味は知らないが、見聞きしたことがある 3.知らない(初めて知った) ※ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、認知症の方など外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。
●地域福祉の推進	③しょうがいのある人を支援したことがありますか。【あてはまるものすべて〇】	1.電車やバスなどで席を譲った 2.車いすを押したり、階段で手助けをした 3.相談相手・話し相手 4.買い物や通院等の外出の付添い 5.食事や掃除等の家事 6.一緒に遊んだ 7.経済的な援助 8.特にない
	④「障害者差別解消法」について知っていますか。【〇は1つ】	1.法律の内容を知っている 2.内容は知らないが言葉は聞いたことがある 3.知らない(初めて知った) ※この法律はしょうがいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指し、しょうがい者への不当な差別的扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。 ※「合理的配慮」とは、しょうがいのある人から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応する配慮のことです。例えば、出入り口に段差がある場合はスロープを設置する等